

大学発新産業創出基金事業

ディープテック・スタートアップ

国際展開プログラム

公募要領

公募期間

申請締切 令和7年10月21日（火）正午



スタートアップ・技術移転推進部

令和7年7月

公募概要

(1) 全体概要

本公募プログラムは、ディープテックの技術シーズを核に国際市場への展開を目指す大学等発スタートアップ（以下、「大学等発 SU」といいます。）の創出に向けて、概念実証およびスタートアップ組成のステップに入ることが適切と判断され、審査を経て採択された起業を目指す研究開発課題の事業開発と研究開発を支援します。

採択課題は、技術シーズの事業開発に責任を有する事業化推進機関および研究開発に責任を有する研究代表者が共同代表者となる体制を採り、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもと、社会・経済に大きなインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有するディープテック・スタートアップの創出を目指した取組を推進します。

課題の推進にあたっては、事業化マイルストーン（節目となる中間目標）及び研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成を目指して事業開発と研究開発を一体的に行うことが必要です。

(2) 公募対象：起業を目指す研究開発課題

※起業を目指すプログラムのため、既に立ち上げたスタートアップの技術シーズと同一の技術シーズでは応募出来ません。

(3) 課題提案者：事業化推進機関および研究代表者（共同代表者）

※スタートアップ・エコシステム共創プログラムへの参画の有無に関わらずご提案いただけます。

(4) 研究開発期間：最長 3 年程度（令和 11 年 3 月末まで）

※本公募プログラムは原則起業前の支援を行うものです。そのため、応募の時点で申請上限期間（令和 11 年度 3 月末）前に起業することを既に計画している場合は、当該起業予定時期迄を研究開発期間としてください。

(5) 研究開発費（研究開発期間総額、直接経費）：原則 3 億円程度まで

※正当な理由がある場合、上限 5 億円までの申請が可能です。ただし、計上される予算については事業化計画、研究開発計画等の妥当性について厳密な審査を行い、別途理由や根拠等の提出を求める場合があります。

目次

第 1 章 課題提案公募にあたって	7
1.1 大学発新産業創出基金事業について	7
1.1.1 本基金事業の目標	7
1.1.2 本基金事業の目指す姿	7
1.1.3 本基金事業のガバニングボード	8
1.1.4 本基金事業の構成	8
1.1.5 本基金事業内におけるプログラム移行への期待	8
1.1.6 本基金事業の特徴	9
1.2 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムについて	13
1.2.1 本公募プログラムの趣旨・目的	13
1.2.2 本公募プログラムでの主な用語	13
1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	15
1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	15
1.3.2 ダイバーシティの推進について	16
1.3.3 公正な研究活動を目指して	18
第 2 章 公募・選考	19
2.1 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムの対象	19
2.2 推進体制	19
2.2.1 本公募プログラムの推進体制	19
2.2.2 採択課題の推進体制	20
2.3 本公募プログラムで実施すべき内容	20
2.4 公募・選考スケジュール	21
2.5 研究開発期間・研究開発費	21
2.6 採択予定課題数	22
2.7 応募要件	23
2.7.1 事業化推進機関	23
2.7.2 研究代表者	24

2.7.3 経営者候補人材	24
2.7.4 課題推進体制	24
2.7.5 技術シーズ	25
2.7.6 その他の要件	25
2.8 応募の制限	26
2.9 応募方法	29
2.9.1 事業化推進機関と研究代表者の連携	29
2.9.2 申請書の作成・提出	29
2.9.3 申請書一覧	30
2.9.4 申請時の注意事項	31
2.10 進め方と流れ	33
2.10.1 本公募プログラムの管理・運営	33
2.10.2 本公募プログラムの全体の流れ	34
2.11 選考方法	36
2.11.1 選考の概要	36
2.11.2 選考の観点	36
2.11.3 利益相反マネジメントの実施	38
2.12 JST による連携支援	40
2.12.1 連携支援の概要	40
2.12.2 連携支援対象となる事業化推進機関	41
2.12.3 事業化推進機関連携希望届の作成・提出	41
2.12.4 連携支援の申請書	42
2.12.5 連携希望調査	42
2.12.6 その他	42
2.13 その他留意事項	43

第 3 章 採択後の課題推進等について..... 44

3.1 連携・協力にかかる覚書・協定書の締結	44
3.2 活動計画の作成	44
3.3 委託研究契約	45
3.4 研究開発費	45
3.4.1 研究開発費（直接経費）	45

3.4.2 特許関連経費の直接経費からの支出について	48
3.4.3 特許出願に向けた研究期間延長	49
3.4.4 直接経費として支出できない経費の例	49
3.4.5 間接経費.....	50
3.4.6 複数年度契約と繰越制度について	50
3.4.7 外部専門機関等の効果的・積極的な活用	50
3.5 評価	51
3.6 事業化推進機関、研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等.....	51
3.7 研究機関の責務等.....	53
3.8 その他留意事項.....	56
3.8.1 課題推進に関する留意事項.....	56
3.8.2 出産・子育て・介護支援制度.....	58
3.8.3 JREC-IN Portal のご利用について	58
3.8.4 スタートアップ・エコシステム拠点都市について	58
3.8.5 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について.....	59

第 4 章 応募に際しての注意事項 59

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	59
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	61
4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保.....	64
4.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	65
4.5 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	68
4.6 繰越について	68
4.7 府省共通経費取扱区分表について.....	68
4.8 費目間流用について	69
4.9 年度末までの研究期間の確保について	69
4.10 間接経費について	69
4.11 研究設備・機器の共用促進について	70
4.12 博士課程学生の処遇の改善について	72
4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	73
4.14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について	74

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	74
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	75
4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について	75
4.18 社会との対話・協働の推進について	75
4.19 オープンサイエンスの促進について	76
4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について	79
4.21 NBDC からのデータ公開について	79
4.22 動物実験基本指針における外部検証の受検について	80
4.23 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて	80
4.24 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について	81
4.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	82
4.26 競争的研究費改革に関する記載事項	82
4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	82
4.28 不正使用及び不正受給への対応	84
4.29 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	86
4.30 関係法令等に違反した場合の措置	86
4.31 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	86
4.32 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	90
4.33 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	91
4.34 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	91
4.35 研究者情報の researchmap への登録について	91
4.36 JST からの特許出願について	92
4.37 特許出願非公開制度について	92

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 93

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	93
5.2 e-Rad を利用した応募方法	93
5.3 その他	94
5.4 具体的な操作方法と注意事項	96

第 1 章 課題提案公募にあたって

1.1 大学発新産業創出基金事業について

大学発新産業創出基金事業（以下、「本基金事業」という）はスタートアップ育成 5 か年計画等を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進します。

なお、本公募プログラムは競争的研究費制度に該当します。

1.1.1 本基金事業の目標

本基金事業は、スタートアップ育成 5 か年計画等を踏まえ、スタートアップの成長促進に関する施策を担う関係機関と連携しつつ、本公募プログラムを含む各種プログラムの推進を通じて、以下の目標の達成を目指します。

- ① 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させること
- ② 大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること。

1.1.2 本基金事業の目指す姿

本基金事業に携わる者の間において「1.1.1 本基金事業の目標」が達成された姿として、以下に掲げる状態を創出することを目指します。

- ① 大学等発 SU が創出する革新的な新製品又は新サービスにより、社会課題が解決されて新たな価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
- ② 大学等発 SU の事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
- ③ 社会・経済に価値をもたらす大学等発 SU の成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が大学等発 SU の創出・育成を志す。
- ④ エコシステムの形成をけん引する中心的な大学等においては、ステークホルダーとコミュニケーションを重ねるとともに連携を図りながら、必要な学内のルールや体制を整える。

1.1.3 本基金事業のガバニングボード

本基金事業では、事業的的確かつ効果的な推進に資するため、大学等発 SU 創出、その国際市場への展開、スタートアップ・エコシステムの構築等に知見を有する有識者からなるガバニングボードを設置しています。ガバニングボードは、基金運用の基本方針の策定、事業全体のマネジメント、その他横断的事項への対応を行います。

1.1.4 本基金事業の構成

本基金事業では、「1.1.1 本基金事業の目標」に掲げる目標を達成するために、以下に定めるプログラムを実施します。

① ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム

本公募プログラムです。

② スタートアップ・エコシステム共創プログラム

大学等発 SU の創出にポテンシャルのあるシーズを全国から引き出し、国際市場への展開を含め、大学等発 SU の創出に向けた取組について質量ともに充実させるとともに、大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムを形成するために実施します。

③ 早暁プログラム

大学等発 SU 創出に向けて、ビジネス視点を持つ事業化人材が起業経験や投資経験等を有するメンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームになってビジネスモデルのブラッシュアップと研究開発を推進します。

1.1.5 本基金事業内におけるプログラム移行への期待

本基金事業は、スタートアップ・エコシステム共創プログラム内のスタートアップ創出プログラムおよび早暁プログラムにて採択されたプロジェクトや人材が本基金事業内の次のフェーズにあたるプログラムや大型のプログラムに順次移行することで、大学等発 SU の創出を円滑に進めると共に、当該 SU にて大きな事業構想を実現し、社会的・経済的なインパクトのある成果を創出することを期待しています（下図参照）。同プログラムにて採択されたプロジェクト・人材においては、次のプログラムへの展開を見据えつつ、研究開発・事業開発を推進してください。

本公募プログラムではスタートアップ・エコシステム共創プログラム内のスタートアップ創出プログラムおよび早暁プログラムのプロジェクトからの応募を歓迎します。

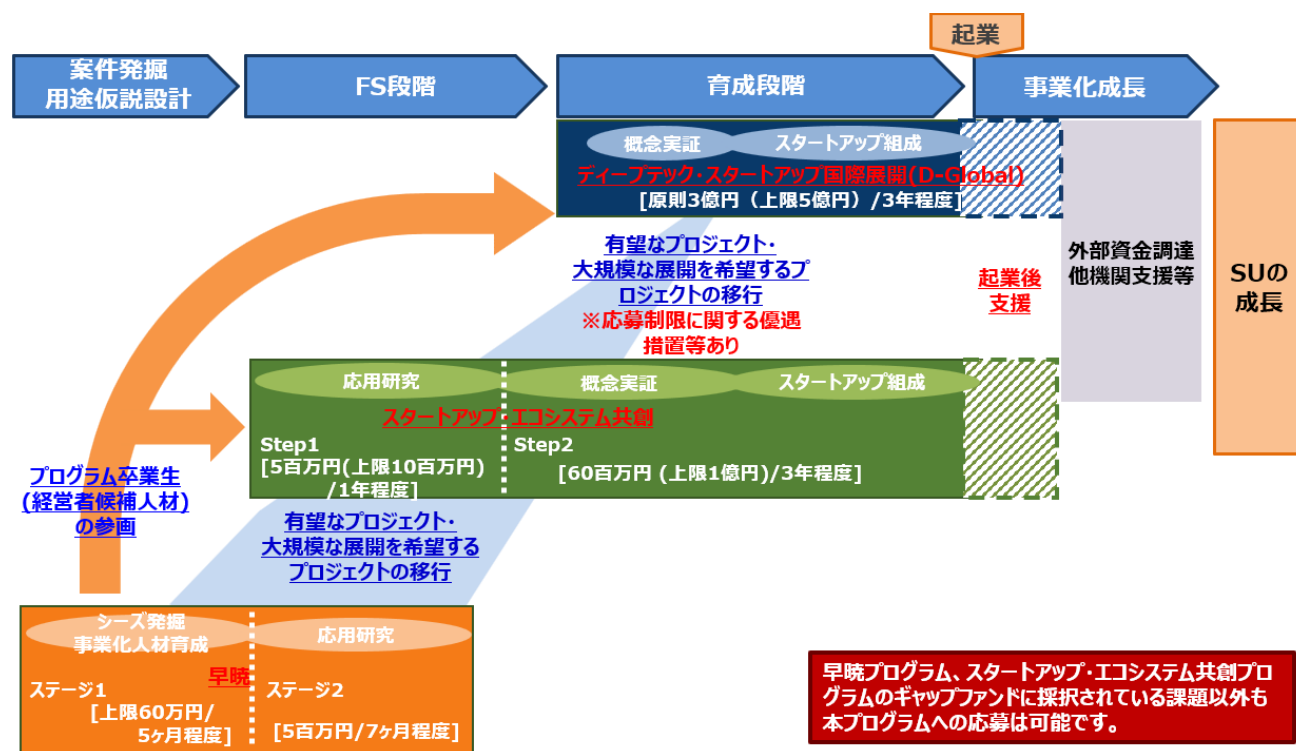


図 本基金事業のプログラムの位置づけと目指す姿

1.1.6 本基金事業の特徴

(1) 本基金事業で想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定

スタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけでなく事業開発も必要になります。本基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます。ステップ1（応用研究）は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げるステップ、ステップ2（概念実証・スタートアップ組成）は、ビジネスとしての可能性の評価やスタートアップ組成に向けて実証（PoC）を継続して行い、実際に起業に至るまでのステップです。

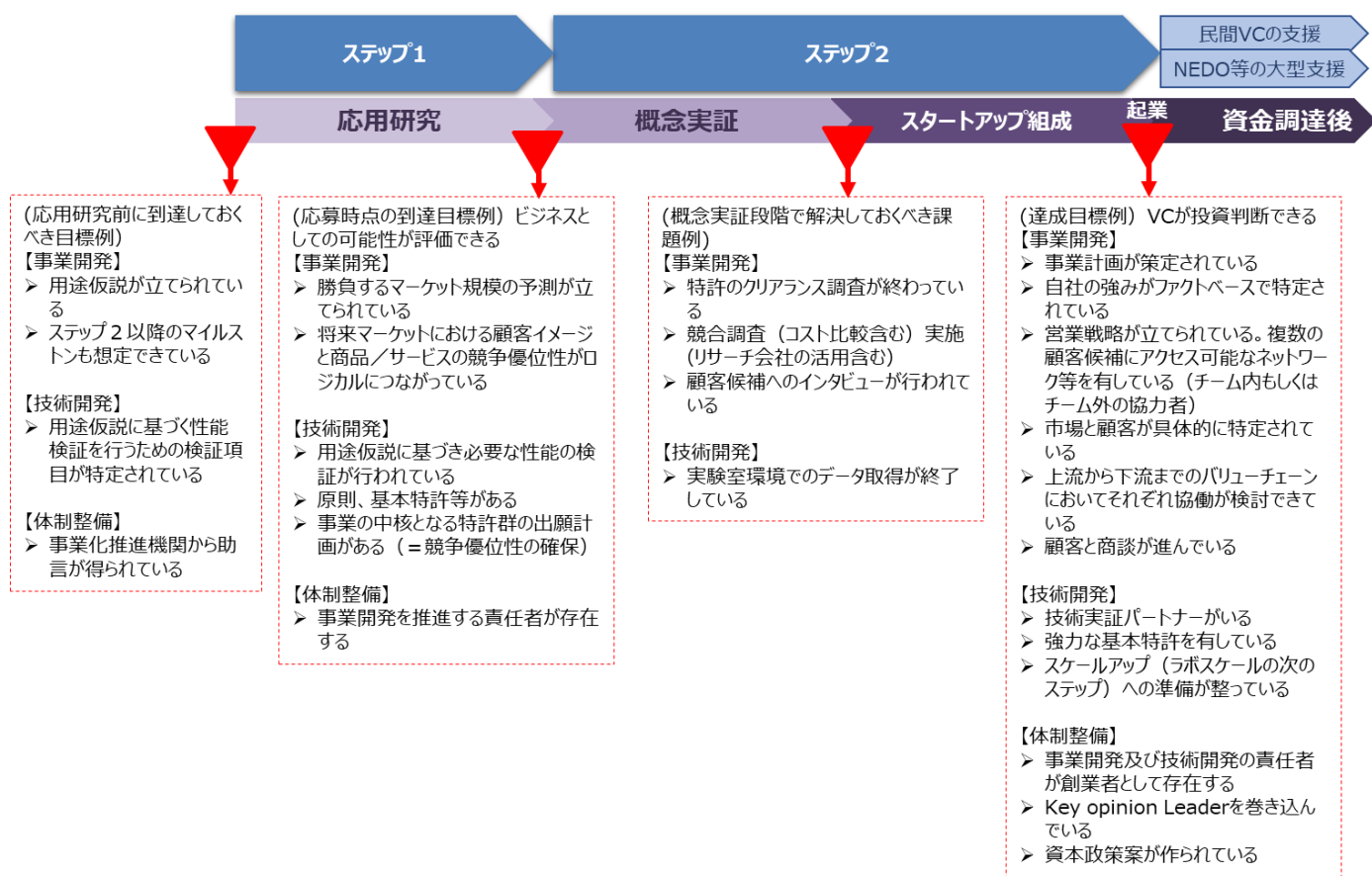
表 ステップの定義

ステップ 1 応用研究		ステップ 2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施します（スタートアップ組成）

また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストーンを設定し、各ステップにおいてマイルストーンを達成したかどうかの評価を行って次のステップに進むかどうかの判断をするプロセスが重要となります。そのため、本基金事業においても事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップにおいて実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。以下に各ステップの中間地点や終了時点で達成すべきマイルストーンおよび達成目標例を例示します。

図 各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例



＜本公募プログラムが支援対象とするステップ＞

本公募プログラムで支援対象とするのは、ステップ2 (概念実証・スタートアップ組成) に該当する大学等発の研究成果です。応募に際しては、上図にある「応募時点の到達目標例」を参考にして下さい。

＜本公募プログラムの終了時の目安＞

本公募プログラムに採択された課題は、プログラム終了時点において、起業し、ベンチャーキャピタル (以下、「VC」という) 等が投資判断できる段階まで到達していることを目指します。応募に際しては、達成目標例を参照し、課題や分野の特性を考慮しつつ、適切な達成目標を設定してください。なお、本基金事業では、起業後も最長1年間支援の継続が可能です。そのため、研究開発期間内かつ起業前にJSTの承諾および委員会の承認を得ることが必要です。そのため、申請時において具体的な起業の予定があるものについては、起業後のビジョンや事業計画にも言及しつつ、当該起業時期までを本公募プログラムの研究開発期間としてください。詳細は下記(2)をご参照ください。

(2) 起業後の支援継続

前述したように、本公募プログラムは原則として起業前の支援を行うものですが、本基金事業では、起業後に VC による出資や国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) による支援など、シード期の支援に円滑に繋がるよう、研究開発期間中に起業に至った創業初期のスタートアップに対しても支援が可能です。

このような本基金の特徴を反映し、本公募プログラムにおいても、応募時点に設定した委託研究開発期間の終了前に何らかの理由で起業することが適当であると判断される場合には、委託研究開発期間中に起業した上で、本プログラムにおける研究開発を大学等で継続することや、支援先として起業後のスタートアップを選択することができます。ただし、起業後の支援継続、および起業後のスタートアップへの支援にあたっては、事前の確認・承認が必要となりますので、予め JST へご相談ください。

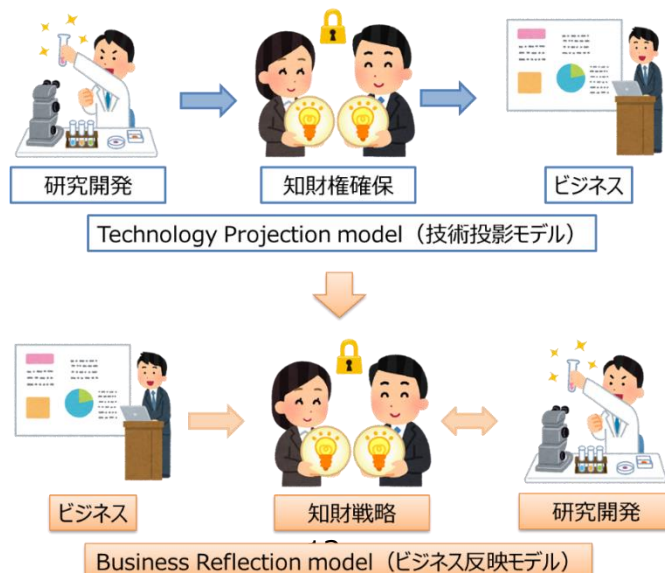
なお、起業するにあたっては、起業後のスタートアップの発展に向けて、次のフェーズのステークホルダーとして想定される機関との対話等を早期から開始し、各ステークホルダーによる投資等も意識の上で起業するよう努めてください。

(参考) D-Global 起業後支援の手引き

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/files/deeptech/dglobal_su_guidebook.pdf

(3) ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本基金事業においては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを意識して推進するように心掛けてください。



1.2 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムについて

1.2.1 本公募プログラムの趣旨・目的

本公募プログラムでは、大学等の技術シーズを核にして、社会・経済に大きなインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有するディープテック・スタートアップ（以下、「大学等発ディープテック・スタートアップ」という）の創出を目的とします。その目的を達成するため、本公募プログラムでは技術シーズの事業開発に責任を有する事業化推進機関および研究開発に責任を有する研究代表者が共同代表者となり、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとに事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定し、事業化推進機関と研究代表者が一体的に課題を推進します。このような課題推進体制を通じて、大学等発ディープテック・スタートアップの起業前段階から、リスクは大きいものの高いポテンシャルを持つ技術シーズに関して、事業戦略や知財戦略の立案、起業チームの組成、事業会社や海外投資家等とのネットワーク構築等に取り組むとともに、国際市場への展開を前提とした事業化に必要な研究開発を推進します。

1.2.2 本公募プログラムでの主な用語

・ディープテック・スタートアップ

科学的な発見や革新的な技術などの優れた研究成果の事業化により、社会・経済に大きなインパクトを与えることができる新興企業。

・技術シーズ

事業化を目指す上で核となる研究成果等を指す。

・事業化推進機関

本公募プログラムにおいて、技術シーズの事業開発に責任を有する機関。国際市場における事業化に向けて必要なリソースを集め、そのリソースの活用によって事業化マイルストンの達成に必要な取り組みを推進するとともに、創業初期における資金調達や経営を担う経営者候補人材のリクルートなどの活動を行うことが求められます。

・事業化推進者

事業化推進機関において課題の事業開発に携わる者を指す。

・代表事業化推進機関

複数の機関が事業化推進機関として参画する場合において、事業開発の主体となり、事業開発の推進全体に責任を有する機関。

- ・主たる共同事業化推進機関

複数の機関が事業化推進機関として参画する場合において、事業開発の一部を担う代表事業化推進機関以外の機関（e-Rad への情報登録必須）（JST は主たる共同事業化推進機関と委託研究契約を締結する）。

- ・研究代表者

事業の核となる技術シーズの発明者、もしくは発明に関わった者であり、研究開発全体に責任を有する大学等の研究者。

- ・主たる共同研究開発者

大学等発 出の創出に向けて必要な研究開発の一部を担い、共同研究開発グループの代表を務める研究者（e-Rad への情報登録必須）（JST は主たる共同研究開発者が所属する機関と委託研究契約を締結する）。

- ・経営者候補人材

創業後のスタートアップの経営者（CEO）となる前提で、課題に参画する人材。

- ・参画機関

申請された提案において事業開発または研究開発の実施を予定している全ての機関。

- ・大学等

以下に掲げる研究機関の総称。

ア 国立大学法人、公立大学法人、私立大学等の学校法人

イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの

- ・企業等：

民間企業等の「大学等」以外の研究機関の総称を指す。

1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.3.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

1.3.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第 2 章 公募・選考

2.1 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムの対象

本公募プログラムでは、大学等発の技術シーズを核にして事業化を目指す研究開発課題の中で、概念実証およびスタートアップ組成のフェーズ（ステップ 2）に入ることが適切と判断される課題が対象となります。ステップ 2 に入れるかの目安は以下のとおりです。各基準については選考の観点や応募要件にも含まれており、それぞれの点について審査にて状況を確認させていただくことがあります。

【総合的な基準】

社会・経済に対して大きなインパクトをもたらすビジネスとなる可能性がある。

【個別の基準】

○事業開発

- －どのような顧客のどのような課題を解決するビジネスを目指すかが構想されている。
- －行おうとするビジネスに関して、十分に大きなマーケット規模が予測できる。
- －製品・サービスの特徴・価値が明確であり、課題を解決する代替手段や競合に対する競争優位性を確保されている。

○技術開発

- －用途仮説に基づき必要な性能の検証が行われている。
- －原則、基本特許を有している。
- －競争優位性を確保できるような事業の中核となる特許群の出願計画がある。

○体制整備

- －事業開発を推進する責任者が存在する。

2.2 推進体制

2.2.1 本公募プログラムの推進体制

本公募プログラムの管理・運営は JST の「ディープテック・スタートアップ国際展開委員会（以下、「委員会」といいます。）」が行います。委員会は、本公募の選考、事後評価、追跡調査等の各種評価や課題の進捗管理等を実施します。管理・運営体制についての詳細は「2.10.1 本公募プログラムの管理・運営」を参照してください。

2.2.2 採択課題の推進体制

採択された課題は、大学等発ディープテック・スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発を効果的・効率的に進めるために、事業化推進機関および研究代表者が共同代表者となり、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとで一体的に課題を推進します。また、事業化に向けて必須となる経営者候補人材についても、採択後 1 年以内に参画いただくことを求めます。ただし、経営者候補人材の参画時期は各課題の進捗状況や体制も勘案し、委員会等の事前承認を条件に調整することも可能とします。

また、推進体制には必要に応じて事業開発のための主たる共同事業化推進機関、研究開発のための主たる共同研究開発者をおくこともできます。事業化推進機関が複数となる場合、事業開発の主体となり、事業開発の推進全体に責任を負う代表事業化推進機関を定めてください。

事業化推進機関および研究代表者の主な役割は以下のとおりです。それぞれの要件については「2.7 応募要件」、責務については「3.6 事業化推進機関、研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等」を参照してください。

○事業化推進機関は課題の共同代表者となり、技術シーズの事業開発に対する責任を有します。

技術シーズに関する深い理解のもと、市場環境の分析等を通じて、創出を目指す大学等発ディープテック・スタートアップの適切な事業化計画（事業化マイルストンの設定含む）を策定し、民間からの投資の獲得（自身の投資も含む）に向けた事業開発を行います。また、課題全体のマネジメント（マイルストンの管理含む）を通じて課題をリードすると共に、起業に向けた体制構築のため、経営者候補人材の選定・推薦を行い、本プログラムを通じて同人材を育成します。

○研究代表者は課題の共同代表者となり、研究開発全体に責任を有します。事業の核となる技術シーズについて、事業化に向けた研究開発計画（研究開発マイルストンの設定含む）を策定し、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントの下で研究開発を実施します。

2.3 本公募プログラムで実施すべき内容

技術シーズの事業化に向けて、本公募プログラムにおける課題終了時の達成目標を定め、その中間目標となる事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを四半期毎に設定します。これら達成目標及びマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動（例：顧客及び用途の特定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、展開先として想定する一定の地域や国を対象とした市場・規制・競合技術の調査、知財戦略に基づいた特許の取得等）を実施いた

だきます。本公募プログラムにおいて設定する達成目標やマイルストンの達成に寄与しない研究活動等は本公募プログラムの支援対象になりませんのでご注意ください。

達成目標及びマイルストンの設定にあたっては「1.1.6 (1) 本基金事業で想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定」を参照してください。なお、本公募プログラムの対象は概念実証及びスタートアップ組成のステップとなりますので、それに応じた適切な達成目標及びマイルストーンを設定してください。また、当該達成目標及びマイルストンの妥当性は評価の重要な項目の一つとなります。事業化推進機関と研究代表者の間で十分協議の上で設定してください。

2.4 公募・選考スケジュール

公募・選考のスケジュールは以下のとおりです。詳細は「2.9 応募方法」及び「2.10 進め方と流れ」をご参照ください。

提案の公募開始	令和 7 年 7 月 30 日 (水)
(任意) 事業化推進機関連携希望届 提出期限 (申請フォームによる提出)	<u>令和 7 年 8 月 15 日 (金)</u> <u>午前 12 時 (正午)</u> <u><厳守></u>
申請書提出期限 (府省共通研究開発管理システム [e-Rad] および申請フォームによる提出)	<u>令和 7 年 10 月 21 日 (火)</u> <u>午前 12 時 (正午)</u> <u><厳守></u>
書類審査	令和 7 年 11 月中旬～下旬
ヒアリング審査	令和 7 年 12 月中旬～下旬
選定課題の通知	令和 8 年 1 月末
課題開始	令和 8 年 4 月上旬

* 上記の書類審査以降の日程は予定であり、今後変更される場合があります。変更があった場合、大学発新産業創出基金事業の Web サイトにてお知らせいたします。

2.5 研究開発期間・研究開発費

研究開発期間・研究開発費は以下のとおりです。ただし、各課題の研究開発期間・研究開発費は、委員会による提案の精査・承認を踏まえ、JST が決定します。また、毎年度実施する進捗評価を踏まえ、翌年度の課題の継続可否の決定、研究開発期間の延長／短縮、研究開発費の増減を行うことがあります。

・研究開発期間：

令和 8 年 4 月上旬頃～令和 11 年 3 月末までの 3 年程度(最長)

※本公募プログラムは原則起業前の支援を行うものです。そのため、申請上限期間（令和 11 年 3 月末）前に起業を予定する場合は、当該起業予定時期迄を研究開発期間としてください。

※本課題における成果を核に当初予定の研究開発期間内に早期にスタートアップを設立した場合においても、適切な理由があれば研究開発期間内の支援を継続することが可能です。ただし、以下の点についてご留意ください。

- －起業にあたっては起業（事業）計画書等の提出が必要となります。JST に事前にご相談ください（採択後の対応となりますので、本公募時にご提出いただく書類はありません）。
- －本課題の実施中に起業したスタートアップへの支援にあたっては申請内容の確認（JST の承諾、委員会の承認）を行います。
- －シード期の資金を調達した場合、支援目的を達成できたものとして高く評価し、支援を終了します。

・研究開発費（研究開発期間総額、直接経費）：

原則 3 億円程度まで

※正当な理由がある場合、上限 5 億円の申請が可能です。ただし、計上される予算については、事業化計画、研究開発計画等の妥当性について、厳格な審査を行い、別途理由や根拠等の提出を求める場合があります。

※JST は委託研究契約に基づき、間接経費（直接経費の 30%）を機関に別途支払います。

※研究開発費の用途については「3.4 研究開発費」をご参照ください。また、事業化推進機関と研究代表者の間で経費の用途の有効性を十分に検討し、提案内容に見合った適切な規模の経費を申請してください。

※採択時に初年度の研究開発費の上限を設けることがあります。

※採択課題に対しては毎年度進捗評価が実施され、その結果により課題の中止、研究開発費の増減、研究開発期間の延長／短縮が行われる場合があります。

2.6 採択予定課題数

本公募における採択予定件数は 10 件程度です。

※上記は目安です。優れた課題があれば上記の件数に関わらず採択を行います。一方で選考基準

を満たす課題が少なかった場合は採択予定件数を下回る場合があります。

2.7 応募要件

応募にあたっては以下の要件を全て満たしている必要があります。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

- ※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ※ 応募要件は当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途中で要件が満たされなくなった場合、当該研究課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

2.7.1 事業化推進機関

- ア) 課題の共同代表者として、課題全体のプロジェクトマネジメントおよび技術シーズの事業開発の責務を果たせること。
- イ) 事業を構想する能力（起業前段階を含むスタートアップの事業育成や資金調達に関する実績や戦略・計画の立案能力）を有していること。
- ウ) 大学等と連携しながら一体的に事業開発できる実績、能力及び熱意を有しており、本公募プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できること。また、課題に複数機関が参画する場合、プロジェクト推進のために必要な連携関係が構築できること。
- エ) 事業化に不可欠な人材（経営者候補人材含む）の選定・推薦・確保が可能なこと。また、本公募プログラムを通じて経営者候補人材の育成を行うことができること。
- オ) 国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業開発を推進できること。
- カ) 設立に関与した大学等発スタートアップに対して出資できる機能を有しているか、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有していること。
- キ) 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置に該当していない機関であること。
- ク) 日本の法人格を有し、JST が提示する委託研究契約書に従い、JST との委託研究契約が可能なこと。また、委託研究契約締結に当たり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を遵守し、「体制整備等自己評価チェックリスト」を応募時に提出できること。また、チェックリスト内の太枠線のチェック項目（全ての機関が実施する必要がある事項に係るチェック項目）については、全て「実施済み」となるように対応できること。詳細は下記 URL を参照。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

2.7.2 研究代表者

- ア) 申請の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること（応募にあたっては当該技術シーズに関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない技術シーズ（ソフトウェア等）に基づく応募も可能）。
- イ) 申請の核となる技術シーズを利用したスタートアップの設立等により、大学等の研究成果の社会還元等を目指していること。
- ウ) 国内の大学等の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制をとること（国内の研究機関に所属する外国籍研究者も申請可能です。学生は申請出来ません。）。本公募プログラムで対象とする大学等の研究機関は、国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等となります。

2.7.3 経営者候補人材

- ア) 起業経験や創業期のスタートアップでの実務経験を通してスタートアップの経営能力を有している、または、起業やスタートアップのマネジメントに必要な知識・スキルを習得する能力と意欲を有していること。
- イ) 本公募プログラムの支援を受けるに当たり、研究代表者または事業化推進機関のグループに参画し、人件費や活動費については研究代表者の所属機関または事業化推進機関から執行すること。

2.7.4 課題推進体制

- ア) 事業化推進機関および研究代表者の共同代表体制が整っていること。また、各参加者が課題の推進に必要な十分なエフォートを確保できること。
- イ) 採択された場合、1年以内に経営者候補人材が参画すること（※1～3）。
- ウ) 研究代表者が主導する研究開発においても、共同代表者である事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとで課題を推進できること。
- エ) 課題に参画する者の利益相反に関して適切に整理され、必要なマネジメント方策を構築していること。

オ) 本公募プログラムが目指すエコシステムの構築（1.1.2 本基金事業の目指す姿）に賛同すること。

※1 経営者候補人材については、参画に当たり本公募プログラムのプログラムオフィサー等による事前承認を行います。

※2 要件を満たす場合は研究代表者や事業化推進者が経営者候補人材の役割を担うことも可能です。ただし、研究代表者が務める場合は、起業後に経営者として研究開発以外の経営活動に十分なエフォートを確保できることが必要です。研究代表者の所属機関が経営者との兼業を認めていない場合は、所属機関を辞職することが前提となる場合もありますのでご留意下さい。

※3 正当な理由がある場合、委員会等の事前承認を得ることで、参画時期を変更することも可能です。その場合、事前に JST にご相談ください。

2.7.5 技術シーズ

ア) 技術シーズに関わる知的財産を有している場合、その権利関係が事業化に際して支障が無いこと（他者との共願特許が無いこと、または、共願人の確実な了解をとっていること等）。

イ) 技術シーズに関わる知的財産について採択後に権利化を予定している場合、権利関係が明確で、事業化に支障が無いこと（他者による技術貢献がある場合には、出願やその後の事業実施に向けて了解を取っていること等）。

2.7.6 その他の要件

ア) 申請の核となる技術シーズについては、本公募プログラムを通じて創出されるスタートアップでの事業化に関して、その技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。（※）

※ 知的財産に関わる機関の同意等について、大学等の知財担当者に確認いただき、提案時に研究機関として「知的財産確認書」を提出いただきます。また、大学等がその技術シーズの権利を有していない場合も、研究代表者の所属機関が記入の上、研究代表者が提出してください。

イ) 本公募プログラムの原資が公的資金であることに鑑み、本公募プログラムで創出を目指すスタートアップの事業計画は、市場構造の特性上やむを得ない場合を除き、応募時点で特定企業による買収のみを目標とした計画ではないこと（ただしこの要件は、創出を目指すスター

トアップの事業計画が、課題を進める中で、応募時点の計画から進化することを制限するものではない)。

2.8 応募の制限

- 1) 同一の研究代表者は以下の〈対象となる制度〉のうち 2 つ以上の制度の支援を同時に受けることはできません。
- 2) 同一の研究代表者が、同一の制度へ複数課題を申請することはできません。
- 3) 〈対象となる制度〉のいずれも支援を受けていない場合、複数の〈対象となる制度〉に申請することが可能ですが、いずれかの制度の採択が決定した段階で、採択が決定した制度の支援を受けて申請中の制度を辞退するか、申請中の制度の審査結果を待つために採択が決定した制度の支援を辞退するか選択していただきます。
- 4) 〈対象となる制度〉のいずれかを実施中の場合の申請制限は、以下の通りです。
 - (a)実施中の課題が最終年度以外の場合は、他の〈対象となる制度〉には申請することはできません。
 - (b)実施中の課題が最終年度の場合、研究開発期間が複数年度である他の〈対象となる制度〉および研究開発期間の終了時期が実施中の制度よりも後となる単年度である他の〈対象となる制度〉には申請できます。ただし、採択された場合において、重複する研究開発期間がある場合、研究開始日等の調整を行います。
 - (c)実施中の課題が最終年度の場合においても、研究開発期間の終了時期が実施中の制度と同一または実施中の制度よりも前である単年度である他の〈対象となる制度〉には申請できません。
- 5) 下記の〈対象となる制度〉に加え、公的資金を原資とし、スタートアップの創出を目的とするその他の制度に関しても、同一の技術シーズを用いる場合は 1)、3)、4) と同様の扱いとします。

※上記記載は研究代表者に関する記載であり、事業化推進機関や早晩プログラムの事業化人材については原則、応募の制限はありません。

〈対象となる制度（※ 1）〉

○起業を目指す取組を支援する事業

【大学発新産業創出基金事業】

- ・ディープテック・スタートアップ国際展開（本公募プログラム）（①）
- ・スタートアップ・エコシステム共創プログラム内の研究開発課題（②）
- ・起業実証支援（③）
- ・早暁プログラム ステージ 2（④）

【研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）】

- ・SBIR フェーズ 1 支援（起業による技術シーズの事業化を目指す場合）（⑤）
- ・大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題（⑥）

○技術移転を目指す取組を支援する事業（※ 2）

【研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）】

- ・SBIR フェーズ 1 支援（⑦）

※ 1 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）および同プログラムで推進している各事業の詳細や大学発新産業創出基金事業の詳細については以下のホームページをご参照ください。

START 事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/start/>

大学発新産業創出基金事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

※ 2 SBIR フェーズ 1 支援及び大学発新産業創出基金事業において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、上記対象となる制度のうち起業を目指す他制度と 2 件同時に実施することが可能です（同一の制度へは起業／技術移転に関わらず複数課題を申請することはできません）。ただし、両者で技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することはできません。

<重複実施制限の一覧表>

		大学発新産業創出基金事業				研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム		
		ディープテック・スタートアップ国際展開（本プログラム）①	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②	起業実証支援③	早晩プログラム ステージ2④	SBIRフェーズ1支援		スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑥
						起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑤	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	
大学発新産業創出基金事業	ディープテック・スタートアップ国際展開（本プログラム）①	－	× ^{注1)}	×	×	×	△	×
	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②	× ^{注1)}	－	×	×	×	△	×
	起業実証支援③	×	×	－	×	×	△	×
	早晩プログラム ステージ2④	×	×	×	－	×	△	×
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	SBIRフェーズ1支援 起業による技術シーズの事業化を目指す場合⑤	×	×	×	×	－	－	×
	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑦	△	△	△	△	－	－	△
	スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題⑥	×	×	×	×	×	△	－

△：技術シーズが異なれば実施可

※それぞれ技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することできません。

×：同時に実施不可

※どちらの制度にも採択されていない場合、両方に申請することが可能です。ただし、一方の制度の採択が決定した段階で、当該制度の支援を受けるか、他制度の審査結果を待つために当該制度を辞退するか選択していただきます。

※どちらかのプログラムの研究代表者を務めている場合（最終年度である場合を除く）は応募できません。実施中の課題が最終年度である場合の申請制限は、上記4）を参照してください。

－：同時に申請不可（同一制度への複数申請は不可）

注1) 本基金事業のプログラム間で切れ目ない支援を実施する観点から、スタートアップ・エコシステム共創プログラム（基金）（②）で研究開発を実施している研究代表者が、早期に大規模な展開を求める場合、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム（本公募プログラム）（①）に同一の技術シーズで申請を行うことを認めます。ただし、①と②の重複実施は認められないため、①に採択された場合、②での研究開発は①の研究開発開始日までに中止とします。

2.9 応募方法

2.9.1 事業化推進機関と研究代表者の連携

応募に当たり、事業化推進機関と研究代表者の連携が必須となります。自ら連携体制を構築していただくか、あるいは JST が研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）プロジェクト推進型 事業プロモーター支援で採択している事業化推進機関（以降、「事業プロモーター支援の事業化推進機関」といいます。）と研究代表者との連携支援を利用していただくことも可能です（連携支援の詳細は「2.12 JST による連携支援」参照）。なお、事業化推進機関は、事業プロモーター支援の事業化推進機関に限るものではなく、「2.7 応募要件」を満たす機関であれば、どの機関でも応募することが可能です。

2.9.2 申請書の作成・提出

申請書は①事業化推進機関と研究代表者が共同して作成する様式と、②事業化推進機関のみが作成する様式があります。

①の申請は e-Rad を通じて行う必要があり、e-Rad への提出は研究代表者が行ってください。当該システムの使用にあたっては、研究機関及び研究者並びに事業化推進機関の事前登録が必要となります。なお、申請にあたっては、

- 1) e-Rad を用いた Web 上での入力
- 2) e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロード

の 2 つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細については、「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご参照ください。e-Rad の申請にあたっては、研究代表者は必要に応じて、事前に所属機関の担当者に注意事項等を確認してください。

②の申請は以下の申請フォームを使用し、書類をアップロードしてください。なお、メール・郵送・持参・FAX による書類の提出は受け付けません。

- ・申請フォーム URL

https://form.jst.go.jp/s/dglobal_shinsei4_01

- ・アップロードするファイル名は、「事業化推進機関名」「研究代表者名」を付けて、罫線等のズレを防ぐため、必ず PDF 形式のファイルにしてアップロードしてください。
- ・複数の課題を提案する場合、課題毎にファイルを作成して申請してください。
- ・サーバーの都合上、添付ファイルは 5MB 以下としてください。やむを得ずファイルサイズが 5MB を超える場合、JST までご連絡ください。
- ・申請が完了すると申請者に対してシステム（メールアドレス：jst-form.gr@jst.go.jp）から受付完了通知が電子メールにて送付されます。
- ・申請フォームの受付完了通知が届かない場合、迷惑メールとして振り分けられていないかを確認の上、JST までご連絡ください。

2.9.3 申請書一覧

本公募プログラムの申請に必要な書類は以下のとおりです。様式 1～5 は、本基金事業のウェブサイト（<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/deeptech/koubo2025.html>）からダウンロードできます。なお、審査の過程において、別途書類の作成・提出を求める場合がありますので予めご承知おきください。

（1）e-Rad を通じて提出する書類

1）様式 1：課題の概要

2）様式 2：課題予算案

3）様式 3：知的財産確認書

- ・PDF 形式で、1）～3）を「応募情報ファイル」として 1 つのファイルに結合してください。
- ・ファイルサイズは合計 30MB 以下としてください。

4）様式 4：ヒアリング審査説明資料（パワーポイント）

- ・PDF 形式に変換し、ファイルサイズは 30MB 以下としてください。
- ・様式 4 も書類審査における審査対象資料となります。
- ・事業構想や技術シーズに関する補足説明資料（論文などエビデンスとなる資料等）を資料に添付することも可能です（任意、10 枚以内）。
- ・ヒアリング審査時は様式 4 にて説明いただきますが、申請書提出時点から追加・修正することも可能です。

(2) 申請フォームを通じて提出する書類

- 1) 様式 5 : 事業化推進機関および事業化推進者の概要
- 2) 様式 6 : 事業化推進機関の財務状況^{※1,2}
- 3) 事業化推進機関の決算報告書または有価証券報告書。直近 3 期^{※1,3}
- 4) (国税) 納税証明書 (直近 3 期について記載のある“納税証明書 (その 1) ”) ^{※1,3,4}

※1 複数の事業化推進機関がそれぞれ JST との委託研究契約を必要とする共同体制を採り、本公募プログラムに申請する場合は、代表事業化推進機関から主たる共同事業化推進機関分も含めて提出してください。必須書類の提出がない場合は公平性の観点から要件不備として不受理とします。

※2 確定していない会計期間については、見込みの数字でご記入ください。

※3 会社設立から 3 期経過していない場合、下記の対応をしてください。

- ・直近 3 期分の決算報告書 (又は有価証券報告書) が揃わない場合は、会社設立後全ての決算報告書 (又は有価証券報告書) を提出してください。
- ・これまでに経常利益がマイナスとなった期が 1 期でもある場合には、会社設立後全ての納税証明書 (その 1) も併せて提出してください。
- ・会社設立から 1 年未満で決算報告書が無い場合、残高試算表を提出してください。

※4 (国税) 納税証明書 (その 1) は、直近 3 期において、経常利益がマイナスとなった期が 1 期でもある場合のみ、提出が必要です。複数の企業が共同して実施する場合 (主たる共同事業化推進機関がある場合) は、決算報告書または有価証券報告書の提出が必須となる企業の内、直近 3 期において経常利益がマイナスとなった期が 1 期でもある企業があれば、当該企業分のみ提出が必須です。必須書類の提出がない場合は公平性の観点から要件不備として不受理とします。

(国税) 納税証明書 (その 1) については国税庁「[手続名]納税証明書の交付請求手続」(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>) をご参照ください。

2.9.4 申請時の注意事項

申請時は以下の点に注意してください。

ア) 原則として、JST に申請する資料等に、安全保障輸出管理の観点から懸念される機微な技術情報の記載を行わないようお願いします。評価にあたって、当該技術情報が必要不可欠となる場合は、予め JST 事務局まで記載の可否についてご相談ください。また、ヒアリング審査にて自ら説明・投影する情報については、関連法令および所属機関の規定等に従ってご対応ください。安全保障貿易管理については「4.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」をご参照ください。

イ) 特許出願非公開制度の開始に伴い、同制度における保全指定を受けた技術情報（特許出願の明細書または明細書と同等の技術情報）について、申請する資料等への記載等の内容開示が原則禁止されます。なお、申請時点で保全指定に至っていない、あるいは至る見込みがない技術情報（例えば、特許出願非公開制度の開始前に出願した特許の詳細、出願から 3 月以上経ち非公開に関する通知をもらっていない出願の詳細、出願予定がないものの詳細、技術分野が「特定技術分野※」に該当しない技術情報の詳細等）については申請する資料等への記載に関する本項における制限はございませんが、同制度の趣旨を踏まえ、記載内容をご検討ください。

特許非公開制度については「4.37 特許出願非公開制度について」をご参照ください。

※特定技術分野は経済安全保障推進法施行令で規定された「我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野」および「我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野」を指します。特定技術分野等の詳細は下記の内閣府ウェブサイトをご確認ください。

特許出願の非公開に関する制度：

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

ウ) 申請書を作成する際、事業化推進機関および研究代表者との間で十分な調整を行ってください。特に事業構想やプロジェクトマネジメントに関しては事業化推進機関が中心となって記載を行ってください。

エ) 事業化推進機関と大学等の研究者が所属する機関の間にて連携・協力体制を構築するため、それぞれの機関間でプロジェクトマネジメントの一元化・役割分担等も含めた連携・協力にかかる方向性を事前に協議して、委員会より求められた場合は、説明を行ってください。なお、採択後には、事業化推進機関を中心としたプロジェクトマネジメント、その他役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を各機関間で締結していただきます。詳細は「3.1 連携・協力にかかる覚書・協定書の締結」を参照してください。

オ) 複数の事業化推進機関が連携して、事業開発を行うことも可能です。その場合は、複数の事

業化推進機関と研究機関（大学等）との間で、必ず事前に合意を得て下さい。また、各事業化推進機関の役割は明確にした上で、事業化推進業務の主体となる代表事業化推進機関を定めてください。代表事業化推進機関については、申請書様式 1 「3. 連絡先情報」、「8. 課題の推進体制」にて、明示してください。

力) 事業化推進機関が本公募プログラムの応募に向けた研究者との連携検討を行う際には、大学の産学連携部門等を介して進める等、大学側が求める手続きを必ず実施してください。

2.10 進め方と流れ

2.10.1 本公募プログラムの管理・運営

- ア) JST は競争的研究費制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムオフィサー（以下、「PO」といいます。）を定めます。
- イ) PO は、外部有識者等で構成される「ディープテック・スタートアップ国際展開委員会」（委員会）の委員長となり、本公募プログラムの運営の他、本公募の選考、事後評価、追跡調査等の各種評価の取りまとめを行います。必要に応じて、委員会の下に分野別の分科会を開催します。
- ウ) JST は PO を核とした支援体制（委員会）を構築し、所期の目的が達成されるよう、事業化に向けた事業開発や研究開発の進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）等を通し、課題実施者に対し、事業開発や研究開発の実施上必要な協力・支援ならびに事業終了後のフォローアップ等の一連の業務についての支援を行います。
- エ) 課題の進捗確認や、進捗に伴う実施計画（事業化に向けた事業開発及び研究開発の規模、方法、期間、資金等）のマイルストンの達成状況の評価・改善を目的とした進捗評価会を実施します。進捗評価会においては、進捗状況等に関する報告書類を作成いただくことがあります。進捗評価会での評価を踏まえて、翌年度の課題の継続可否を検討する他、実施計画・マイルストーン・研究開発期間・研究開発費、必要に応じて実施体制に関する見直し等を行い、採択課題や本公募プログラムの成果最大化を目指します。
- オ) 課題終了時には完了報告書を JST に提出いただきます。また、課題関係者を対象とした事後評価、追跡調査を行います。なお委託研究開発契約に基づく各種報告書も提出していただきます。
- カ) 委員会による採択課題のマイルストーンに照らし合わせた進捗確認にあたっては、採択課題の実施者との対話を通じて、現状及びその先のマイルストーン達成に向けた進め方について認識共有を行い、最適解を検討します。

2.10.2 本公募プログラムの全体の流れ

提案から初年度の流れを中心に記載しています。

1) 申請書の提出
・事業化推進機関と研究代表者との連携体制が構築できた提案は、事業化推進機関および研究代表者が共同で申請書を作成します。 ・研究代表者は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いて、また、事業化推進機関は申請フォームを通じて、それぞれ必要な申請書ファイルを期限内に提出します。 ・研究代表者は、申請書及び事業化推進機関との連携・協力にかかる方向性について、所属機関内に設置されている産学連携本部や知財部等の技術シーズの事業化を推進する部門と必ず調整してください。 【提出締切：令和 7 年 10 月 21 日（火）午前 12 時（正午）＜厳守＞】



2) 審査（委員会における審査）
・委員会（分科会）による書類審査、ヒアリング審査を行います。 ・各提案をどの分科会で審査するかについては提案の内容に基づき、JST が決定します。 ・ヒアリング審査では、事業化推進機関および研究代表者が出席し、プロジェクトマネジメントを行う事業化推進機関から課題全体の計画（技術シーズの詳細含む）について主体的に説明いただきます。（技術シーズの詳細については研究代表者から説明頂くことも可能です。但し、事業化推進機関も起業を目指す上で技術を理解している必要があります。） 【審査予定：書類審査 11 月中旬～下旬、ヒアリング審査 12 月中旬～下旬】



3) 採択課題の決定
・委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。 ・JST は全提案者に採否を通知します。 ・JST のウェブサイトにて採択課題名、事業化推進機関名、研究代表者名・所属機関名等を掲載します。 【選定課題の通知予定：令和 8 年 1 月末】



4) 連携・協力にかかる覚書・協定書の締結

- ・事業化推進機関を中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる覚書・協定書を機関間で締結していただきます。詳細は「3.1 連携・協力にかかる覚書・協定書の締結」を参照してください。



5) 実施計画書の作成

- ・事業化推進機関および研究代表者が共同で実施計画書を作成してください。



6) 契約

- ・事業化推進機関および研究代表者が所属する機関は、それぞれ JST と委託研究開発契約を締結します。
- ・契約締結に当たり各機関は以下 2 種類のチェックリストの完成と提出が必要です。未完成、未提出の場合は契約を締結できません。
 - －「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」※
詳しくは、「4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」をご参照ください。
 - －「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト※
詳しくは、「4.31 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」をご参照ください。
- ※事業化推進機関においては「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。
「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出は必要ありません。



7) 実施

- ・事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもと、事業化に向けた事業開発及び研究開発を実施します。
 - ・年度ごとに採択課題の計画書、報告書等を提出いただきます。
 - ・年度ごとに委員会による進捗確認、評価を受けます。評価を踏まえて課題の継続可否、研究開発期間の延長／短縮、研究開発費の増額／減額等が検討されます。
- ※評価について、被評価者が評価者に対して意見を述べることも可能とします。
- 【課題開始予定：令和 8 年 4 月上旬頃】



8) 課題の終了

- ・事業化推進機関および研究代表者は完了報告書を JST に提出し、受託機関（JST と委託研究開発計画を締結した機関）は契約関連の各報告書を JST に提出します。
- ・JST は事後評価、追跡調査を実施します。

2.11 選考方法

2.11.1 選考の概要

委員会による書類審査及びヒアリング審査を行います。申請数が多い場合は、書類審査によりヒアリング審査対象者を決定する場合があります。また、外部専門家による書類査読を行い、その査読結果を委員会が審査の参考にすることがあります。

- ・審査の過程は全て非公開で進め、事業化推進機関および研究代表者と委員の利益相反を考慮して行います。詳細は「2.11.3 利益相反マネジメントの実施」を確認してください。
- ・ヒアリング審査は、事業化推進機関および研究代表者に出席いただきます。
- ・ヒアリング審査の開催日は、委員の都合をもとに決定します。発表者による日時の指定はできませんので、予めご了承ください。

2.11.2 選考の観点

本公募の選考の観点は以下のとおりです。

1) 事業性

- ・国際市場にて大きく成長する等社会・経済に対して大きなインパクトをもたらすビジネス

となる可能性があるか。

- ・ 公費により支援すべき挑戦的な内容となっているか（リスクテイクにより、大きなリターンが得られるような事業が構想されているか）。
- ・ バリューチェーンの分析も含め、適切なビジネスモデルが想定されているか。
- ・ 対象とする市場や規模等の予測は適切か。
- ・ 適切な顧客候補が想定されているか。
- ・ 顧客候補のニーズ、ペインが適切に把握されているか。
- ・ 市場・顧客視点で、開発する製品やサービスの特徴と成長性・収益性が検討されているか。
- ・ 類似事業を把握したうえで、競争優位性を有するか。
- ・ 想定される事業リスクが適切に把握されているか。また、具体的な対応策が検討されているか。
- ・ 想定しているビジネスモデルに沿った適切な収支計画が想定されているか。
- ・ 国際市場への展開を目指しているか。

2) 技術シーズ

- ・ 技術シーズは競争優位性を有し（革新性や独創性等を有し）、学術的な裏付けがあるか。
- ・ 事業化までに解決すべき技術的な課題が特定され、適切な対応方針が検討されているか。実現可能性/実現時期が妥当か。

3) 計画

- ・ 事業構想に基づいた適切な達成目標や事業開発計画・研究開発計画（明確なマイルストンの設定含む）が設計できているか。
- ・ 参入障壁の構築等に向けた知財戦略が立てられているか。
- ・ 資金調達に係る適切な戦略及び計画が立てられているか。
- ・ 予算の使途や規模は適切か、また内容は具体的か。
- ・ 国際市場への展開を目指した適切な活動が検討されているか。

4) 課題の推進体制

- ・ 目標達成及び計画の遂行に向けて、適切なチームが構築できているか。
- ・ 事業化推進機関および研究開発体制は、十分な実績もしくは強みを持っているか。
- ・ 事業化推進機関は事業化に不可欠な人材（経営者候補人材含む）を確保するためのネット

ワーク等を有し、起業に向けた適切な体制構築が望めるか。

- ・ 研究代表者は、研究開発計画や知的財産戦略の遂行に必要な能力を有しているか。もしくは能力の不足部分を補完する体制が構築できているか。
- ・ 大学の産学連携部門や知財部門等との連携体制が構築できているか。
- ・ その他アウトソース含め、必要な助言や支援を得るためのネットワークがあるか。

5) 本課題終了後の構想

- ・ 事業成果を大学等に還元するための仕組みが構築または検討できているか。

2.11.3 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。なお、評価者は、本公募プログラムへの提案において、研究提案者（事業化推進者、研究代表者）、主たる共同研究開発者、経営候補人材及びその他の研究開発参加者として参画することはできません。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等がある場合には、申請書に具体的に記載してください。

- a. 提案者等と親族関係にある者。
- b. 提案者等と大学等の研究機関において同一の学科・専攻等に所属している者又は提案者等が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると思われる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。
- c. 提案者等と同一の企業に所属している者又は提案者等が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者。
- d. 提案者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- e. 提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 提案者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。

g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 事業化推進機関および研究代表者の利益相反マネジメント

事業化推進機関（複数の場合は代表事業化推進機関）の事業化推進者または研究代表者（以下、「共同代表者」と総称します。）が「共同代表者に関係する機関」を共同事業化推進機関あるいは共同研究開発機関とする提案を行い、「共同代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、共同代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、共同代表者と「共同代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「共同代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同事業化推進機関あるいは共同研究開発機関をいいます。なお、a 及び b については共同代表者のみではなく、共同代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下「共同代表者等」と総称します。）についても同様に取扱いします。

a. 共同代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. 共同代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. 共同代表者が株式を保有している機関。

d. 共同代表者が実施料収入を得ている機関。

「共同代表者に関係する機関」を共同事業化推進機関あるいは共同研究開発機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「共同代表者に関係する機関」を共同事業化推進機関あるいは共同研究開発機関とする場合、申請書にてその旨を申告してください。

なお、共同代表者の利益相反マネジメントを実施するに当たり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本公募プログラムが採択し、研

究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、申請書にて当該企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本公募プログラムの採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本公募プログラムの公募開始日とします。当該日時時点で JST から出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

出資公表日については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.12 JST による連携支援

※本項目は研究代表者が希望する場合に限った任意の内容となります。

※本連携支援は事業化推進機関との連携体制の構築を約束するものではありません。

※事業化推進機関は「2.7 応募要件」を満たす機関であれば、応募に当たり制限はありません。

2.12.1 連携支援の概要

研究代表者は自ら事業化推進機関との連携体制を構築することに加え、事業プロモーター支援の事業化推進機関との連携支援を利用することも可能です。希望する場合は、事業プロモーター支援の事業化推進機関の詳細（メッセージ、実績、事業育成モデル等）をご参照いただき、その中から希望する事業化推進機関を選択（複数選択可）の上、事業化推進機関連携希望届（以下「連携

希望届」といいます。)を期日までにご提出ください(下記の通り事業化推進機関による調査が一定期間実施されますので、連携支援を希望される場合には期日を待たず早めにご提出いただくことを推奨いたします)。

選択された事業化推進機関が連携希望届をもとに調査を行い、連携を希望した場合、事業化推進機関から研究代表者に直接連絡がありますので、申請書を共同で作成して、申請に進んでください(「2.9.2 申請書の作成・提出」以降参照)。事業化推進機関からの連携希望がなかった場合、後日 JST からその旨を通知します。

事業プロモーター支援の事業化推進機関については「2.12.2 連携支援対象となる事業化推進機関」をご参照ください。

なお、本項目に記載している連携支援の他にも、事業化推進機関候補が研究者に向けて技術シーズの事業化への取組みや実績・強みなどを PR するページを用意しております。詳細は本基金事業の Web サイトに掲載しておりますので、事業化推進機関を探索している研究者や同ページへの登録を希望する事業化推進機関候補はご参照ください。

事業化推進機関 PR ページ：

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/deeptech/pr2025.html>

2.12.2 連携支援対象となる事業化推進機関

連携支援対象となる事業プロモーター支援の事業化推進機関は研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START) プロジェクト推進型事業プロモーター支援の「事業プロモーターユニット一覧」ページをご参照ください (R3 年度以降に採択された機関が対象となります)。

<https://www.jst.go.jp/start/promoter/unit/index.html>

2.12.3 事業化推進機関連携希望届の作成・提出

連携希望届は、研究代表者が作成します。書類の提出は申請フォームを使用し、JST まで提出してください。なお、郵送・持参・FAX による書類の提出は受け付けません。

- ・申請フォーム URL

https://form.jst.go.jp/s/dglobal_renkeikibou4_01

- ・アップロードするファイル名は、「機関名」「研究代表者氏名」を付けて、罫線等のズレを防ぐため、必ず PDF 形式のファイルにして送信してください。
- ・サーバーの都合上、添付ファイルは 5MB 以下としてください。やむを得ずファイルサイズが 5MB を超える場合、JST までご連絡ください。

- ・申請が完了すると申請者に対してシステム（メールアドレス：jst-form.gr@jst.go.jp）から受付完了通知が電子メールにて送付されます。
- ・申請フォームの受付完了通知が届かない場合、迷惑メールとして振り分けられていないかを確認の上、JST までご連絡ください。

2.12.4 連携支援の申請書

JST による連携支援を希望する場合に必要な書類は以下のとおりです。

- 1) 事業化推進機関連携希望届
- 2) 技術シーズ補足説明資料（パワーポイント 10 ページ以内）（任意）

※連携希望届は、本公募プログラムのウェブサイト

（<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>）からダウンロードできます。

2.12.5 連携希望調査

希望する事業プロモーター支援の事業化推進機関により連携希望調査（技術調査、デューデリジェンス等）が行われます。事業化推進機関が連携を希望した場合、事業化推進機関から連絡があります。連携に至らないことが確定した提案に対しては、後日 JST からその旨を通知します。

なお、連携希望調査は事業化推進機関ごとに事業開発方針が異なるため、重視するポイントが異なりますが以下のような観点が想定されます。

- ・技術シーズの革新性・優位性・独創性
- ・市場予測等に基づく将来性
- ・知的財産の取得状況
- ・事業の育成可能性
- ・事業化推進機関の事業内容と技術シーズの分野の親和性 等

2.12.6 その他

ア) 連携希望届を提出した場合においても、事業プロモーター支援の事業化推進機関以外の機関との連携を模索いただき、結果として JST による連携支援外で事業化推進機関と連携体制を構築の上、申請に進んでいただいても構いません。

イ) 連携希望届の提出にあたっては、技術シーズが帰属する機関（出願人等）の同意を得た上で提出してください。

ウ) 提出された連携希望届は、選択した事業化推進機関のみに開示します。

工) 提出いただいた連携希望届は、まず JST にて記入不備等の形式確認を行います。形式確認の際、JST から提案者に問い合わせる場合があります。形式確認後、JST から連携希望届を事業化推進機関に開示します。

(※事業化推進機関による技術調査、デューデリジェンス等が十分に行われるようにするため、連携希望届は締切日時にかかわらず早めの提出を推奨しています。)

オ) 事業プロモーター支援の事業化推進機関は、本公募プログラムで知り得た情報については、他に漏らさない等の守秘義務が JST との契約において課されています。秘密保持の有効期間は 5 年間としています。

2.13 その他留意事項

- 1) 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラムのプラットフォームの関係者がヒアリング審査を傍聴する場合があります。
- 2) 本プログラムへの応募状況やスタートアップ・エコシステム共創プログラムの各プラットフォームで実施しているギャップファンドへの申請状況については、当該プラットフォームへ情報共有、照会させていただく場合があります。

第 3 章 採択後の課題推進等について

※事業化推進機関については、「研究機関」を「実施機関」に、「研究（開発）」を「活動」に読み替えてください。また、事業化推進機関は研究開発を直接的に実施しませんので、研究開発に直接的に関わる記載については公的資金による委託費の適正な執行を図るプロジェクトマネジメントを行うための参考としてください。

3.1 連携・協力にかかる覚書・協定書の締結

採択後、事業化推進機関を中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる覚書・協定書を大学等の研究機関と事業化推進機関との機関間で締結していただきます。覚書・協定書の様式は自由ですが、下記の項目については機関間で協議の上、内容を記載してください。

- ・事業化推進機関、大学等の研究機関の役割・責務
- ・事業化推進機関における資本政策に係る配慮
(例えば、事業化推進機関が自身の利益のみを優先せず設立するスタートアップの利益を歪めることのないように配慮すること、事業化推進機関が設立スタートアップの資本政策において大学等の研究機関に対し適切な配慮をすること 等)
- ・大学等の研究機関の事業化推進機関への便宜提供
(例えば、事業化推進機関としての業務を実施するために必要な範囲で大学等の研究機関の施設・設備の利用を認めること、研究開発に関する情報を提供すること 等)
- ・秘密保持
- ・利益相反・責務相反の対処
(例えば、該当する問題が生じた際の JST への報告義務を負い、JST の指示に従うこと 等)
- ・輸出管理（「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関連する法令の遵守）

3.2 活動計画の作成

- a. 採択後、事業化推進機関と研究代表者が共同で研究開発期間の全体を通じた全体計画書を作成し、JST に提出してください。計画書には、研究開発計画、事業開発計画、研究開発費や研究開発参加者等が含まれます。全体計画書は、申請書をもとに、採択通知に記載された留意事項などを考慮して作成してください。なお、研究開発費は、選考を通じた査定を経て決定します。
- b. 全体計画書の内容が委員会の指摘事項や採択条件等に沿っているか、JST が確認します。全体

計画書について調整期間内に JST と合意に至らず、研究契約の締結が困難であると JST が判断した場合は、採択の取り消しや課題の中止等を行うことがあります。

- c. 全体計画書で定める研究開発期間や研究開発費は、委員会によるマネジメント、課題の進捗状況、及び本基金事業全体の予算状況等に応じ、毎年度決定することとします。また、年度の途中でも見直されることがあります。

3.3 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JST は研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
 - b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.7 研究機関の責務等」をご参照ください。
 - c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。
 - d. ただし、研究担当者の所属する機関が海外の研究機関の場合には、委託研究契約ではなく JST が提示する内容で「共同研究契約」を締結します。この場合、知的財産権は、申請、維持等に必要な費用を均等に負担することを条件に、JST との均等共有になります。（当条件に合意できない場合には、JST に帰属することになります。）なお、海外の研究機関が主たる共同研究者として参画する場合、課題の開始前及び開始後の知財やその他の事項について整理し、大学等発スタートアップの障害とならないことを示し、委員会の審査等によってその必要性や正当性が認められることが必要です。また、原則として JST からの研究費の提供は行いません。
- その他の責務等の詳細は「3.7 (2) 研究実施機関が海外機関の場合」（55 ページ～）を参照してください。

3.4 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（直接経費の 30%を上限）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

3.4.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、事業化に向けた研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以

下の使途に支出することができます。また、事業化推進機関の活動経費として、大学等の技術シーズを事業化するために必要な分析・調査等の総合的なマネジメントを行うために必要な経費や、市場調査やコンサルティングの外注等に必要な経費を研究開発費（直接経費）から支出することができます。

(a)物品費：試作品・技術シーズブラッシュアップのために必要な設備費用・研究用設備（※ 1）・備品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用

※ 事業化推進機関や経営者候補人材の活動経費としては、設備備品費（耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上の備品）や試作品を計上することは想定していません。事業化推進機関や経営者候補人材の活動を遂行するために必要な消耗品、書籍等の経費を想定しています。

(b)旅費：研究担当者及び研究計画書記載の研究参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費

※ 事業化推進機関及び経営者候補人材の旅費も支出することができます。

(c)人件費・謝金：本研究のために雇用する研究者、経営者候補人材等（研究担当者を除く）の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費

※ 経営者候補人材の人件費については、研究機関または事業化推進機関から支出を行ってください。雇用する場合、研究機関または事業化推進機関が自ら行い、雇用契約にかかわる諸条件は各機関の規程に準拠します。研究機関または事業化推進機関での雇用が困難な場合は、研究機関または事業化推進機関から謝金として支出することも可能です。その場合においても根拠となる規定等が必要となります。

※ 経営者候補人材の人件費・謝金について、機関の規程の範囲で高額な報酬を検討する場合においても、スタートアップ創出後に想定される報酬額を上限として適切な金額となるようにしてください。

※ 研究担当者（研究代表者、主たる共同研究開発者）、国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者については、原則、人件費を直接経費に計上することができません。

※ 人件費・謝金については本課題推進に必要なものを精査の上、計上してください。なお、採択時や採択後に人件費・謝金の上限を設けることがあります。

- ※ JST では本プログラムに参加する若手研究者の自発的な研究活動を支援することで若手研究者の育成を目指しています。

(d)その他：a, b, c の他、本研究開発を実施するための経費（※2）

例）研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、H P 作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務費等）、ソフトウェアライセンス使用料、特許関連経費、不課税取引等に係る消費税相当額等

- ※ 特許関連経費について、詳しくは「3.4.2 特許関連経費の直接経費からの支出について」をご参照ください。
- ※ 直接経費での計上が認められる外注費は、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約となります。
- ※ 研究開発参加者に含まれる経営者候補人材等への市場調査等の外注費は、実質的に人件費と見なされるので、認められません。（上記(c)に記載があるように研究機関や事業化推進機関から、人件費・謝金や活動費として支出して下さい。）

※1 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.11 研究設備・機器の共用促進について」（70 ページ）をご参照ください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（PI）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

注) 官民イノベーションプログラムの支援を受けている 4 大学（東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学）の 100%出資子会社であるベンチャーキャピタルが事業化推進機関となる場合、他の国費による支援と重複する際は活動経費が認められません（0 円となる）のでご留意ください。

3.4.2 特許関連経費の直接経費からの支出について

大学発新産業創出基金事業では大学等発スタートアップ創出力の強化に取り組むこととしており、特に国際的に活躍するスタートアップを創出するためには、海外を含めた特許権取得が非常に重要となります。本プログラムでは、大学等を対象として、以下の 1 から 4 の要件をいずれも満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することが可能です。

1. 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究開発期間開始前の成果）を出願するものであること。
2. 原則、委託研究開発期間内に出願すること。
3. 大学等の単独出願もしくは課題内の大学等の共同出願であること。
4. 当該特許を基に起業したスタートアップが一定の収益を得た後、本公募プログラムで支出した特許関連経費分の費用（例：ライセンスの一時金等）を大学等に支払う仕組みを、各大学等において策定すること。

※ 特許出願する場合、事前に知財戦略を十分検討ください。

※ 知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の外国出願（PCT 出願を含む）も対象となります。

※ 支出にあたっては、知財戦略および特許出願について記載のある計画書が JST で承認されている必要があります。

※ 成果の創出に寄与した研究費制度等において、特許出願に関して制約がある場合には、事前にその制約を確認してください。

直接経費による支出が可能な経費は、出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は 1 言語につき税抜き 100 万円）等、出願・審査・権利化にかかる経

費となります。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外です。判断が難しい場合は JST にご相談ください。

権利が大学等に帰属している特許を外国出願する場合は、JST の「知財活用支援事業」も活用できますので、ご相談ください。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

なお、国費による支援の重複を回避する観点から、本基金事業の直接経費で特許関連経費を支出する場合、本基金事業の研究開発期間中、同一内容の特許出願（外国出願を含む）に対して、本基金事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支出はできません。また、本基金事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支援においては、支援を受けるための要件が別途定められている場合がありますので、事前に十分ご確認ください。

3.4.3 特許出願に向けた研究期間延長

本公募プログラムにおいては、採択課題の中で特に優れた取組であり、かつ重要な特許出願が事業化に必要であると研究開発期間終了直前に委員会で判断されたものについては、最長 1 年間の研究開発期間の延長を認め、特許等の取得に必要な補完的な研究開発活動と出願費を支援することができます。ただし、出願費に関しては（「3.4.2 特許関連経費の直接経費からの支出について」を満たす必要があります）。

3.4.4 直接経費として支出できない経費の例

- ・ 研究機関の規定に従って処理されていない経費
- ・ 本公募プログラムの目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 合理的な説明ができない経費
- ・ 課題の推進に必要なない旅費
- ・ 目標達成に必要な学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費（ただし、目標達成に必要な学会への参加費、旅費は支出できます）
- ・ 海外旅費における航空機ファーストクラス料金
- ・ スタートアップ設立経費等（法人登記日前後に関わらず、支出できません。）
- ・ 事業化推進機関の活動業務そのものを外注することは禁止します。同様に、アシスタント業

務も外注することはできません。

- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※ 1）

※ 1 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本公募プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.4.5 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、直接経費の 30% を上限として間接経費を決定します。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正）に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.4.6 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。ただし、課題の推進によっては、研究開発期間中であっても、翌年度以降の研究開発、事業開発の変更を求める、あるいは、研究開発費の減額や研究開発の支援を中止することがありますので、研究開発の遅延をもたらすような安易な繰越の検討は控えてください。

3.4.7 外部専門機関等の効果的・積極的な活用

研究開発マイルストンの達成に向けて必要な活動である各種データの取得、試作品の製作等については、外部専門機関等の活用により、より効果的に進むことも想定されることから、外部専門機関等を効果的・積極的に活用することを推奨します。

3.5 評価

- ア) 委員長、委員は、年間数回開催される委員会にて事業化に必要な事業開発及び研究開発の進捗状況を把握し、研究開始から 1 年後を目安としてマイルストンの達成状況を評価し、研究開発課題の継続の可否を判断することとします。研究開発終了時には各課題の事後評価を行います。
- イ) ア) 以外にも、委員会が必要と判断した時期に課題評価や現地視察等を行うことがあります。進捗状況によって翌年度以降の研究開発、事業開発方針の変更を求める、あるいは、研究開発費の増額・減額、研究開発期間の延長・短縮および研究開発の支援を中止することがあります。
- ウ) 研究開発終了後、事業化の状況等を確認するため追跡調査を実施します。スタートアップを設立した場合は、資本金・資金調達状況・純資産額・従業員数等についての情報やスタートアップの活動状況も追跡調査の対象となります。
- エ) 研究開発データの管理・利活用の取組が適切に実施されているかについて、課題評価にて確認することがあります。

3.6 事業化推進機関、研究代表者及び主たる共同研究開発者、研究開発参加者の責務等

(1) 研究開発費の執行に際しての責務

機構の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するために JST が定める研究倫理に係る教材の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

なお、JST が定める研究倫理に係る教材の修了がなされない場合には、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(2) 事業化推進機関

課題の共同代表者を務めます。自らの事業化経験や構想等を踏まえ、単なるアドバイザーではなく、課題に入り込み、研究開発や事業開発など技術シーズの事業化に向けた課題推進全体の責任を負います。

また、JST と事業化推進機関は委託契約を直接締結します。共同代表者として研究代表者と同

様の責任を果たしていただきます。

なお、複数の機関にて実施する場合は、代表事業化推進機関が共同代表者となります。主たる共同事業化推進機関は下記の「主たる共同研究開発者」と同様の責任を果たしていただきます。

(3) 研究代表者

課題の共同代表者を務めます。事業化推進機関のマネジメントのもと、事業化の核となる技術シーズに基づく起業等を目指した研究開発を実施し、事業化に向けた研究開発の遂行に関して技術面における全ての責任を負います。

事業化に向けた研究開発の期間中、大学等において研究開発を実施する体制を取る必要があります。

(4) 主たる共同研究開発者

研究代表者の所属機関 A と異なる研究機関 B が研究開発費を必要と認められる場合、JST と研究機関 B が委託契約を直接締結します。研究機関 B における責任者を「主たる共同研究開発者」とします。所属機関 B において研究代表者と同様の責任を果たしていただきます。

本公募プログラムで研究代表者が所属する研究機関 A で大学等発スタートアップを目指すに当たり研究機関 B による知財等の問題がないこと、かつ、生じさせないことをあらかじめ十分に確認いただき、明確にご説明いただく必要があります。また、委託契約の責務を果たせることが必要です。大学等発スタートアップの障害とならないことを示せない限り、参画は認められません。

なお、所属機関 A、B いずれにおいても再委託は認められません（研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が研究契約を締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです）。

※委託研究契約書において、研究代表者、主たる共同研究開発者を委託研究開発を中心的に行う者として、「研究担当者」として記載します。

(5) 研究開発参加者

技術シーズの事業化に向けて必要な人材、事業化に向けた研究開発に従事する人材等をいいます。なお、事業化に向けた研究開発の遂行に関し、名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない方は、参加者となることはできません。

3.7 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

(1) 研究実施機関が国内機関の場合

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください

https://www.jst.go.jp/contract/download/2024/2024_start_keiyakusho.pdf

https://www.jst.go.jp/contract/download/2024/2024_start_keiyakusho_c.pdf

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.27（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（83 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.31（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（86 ページ））。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切

に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本公募プログラム特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)

- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の進捗報告会等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するにあたっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブック―」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修

(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

(2) 研究実施機関が海外機関の場合

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する「共同研究契約書」雛形を用いて研究契約を締結しなければなりません(研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もあります)。また、研究契約書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。
- b. 研究機関には、原則研究費の提供は行いません。

c. その他、「共同研究契約書」に記載された条件に従って研究を実施いただきます。

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト^{*1}」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

3.8 その他留意事項

3.8.1 課題推進に関する留意事項

1) 大学等の組織全体としての取組

事業化推進機関に対して、ポテンシャルの高いシーズ情報・研究者情報の提供をはじめ、大学等と事業化推進機関間の覚書・協定書の締結等、事業化推進機関が大学等の中で活動しやすい環境整備について、組織全体として取り組むものとします。

2) 取得物品の帰属

企業等(大学等以外)における取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間 が 1 年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、支援終了後は企業等で有償賃貸借や買い受けが必要になります。本公募プログラムにおいて起業したスタートアップに関しては、大学等に準じた取り扱いとし、取得時より所有権をスタートアップに帰属させることが可能です。契約の際に JST に相談してください。

3) 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等）については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者が所属する機関に帰属させることができます。ただし、当該機関全てにも同条が適用されることが前提です。

4) 技術シーズの知的財産権を所属機関が所有していない場合

大学等の技術シーズを事業化するスタートアップであっても、様々な理由で所属機関が権利を持つ知的財産権が存在せず、ライセンス等を通して事業化の成果を金銭的に所属機関に還元する道筋が存在しない場合もあります。そのような場合であっても、創出された大学等

^{*1} 経済産業省は、大量破壊兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制の実効性を向上させるため、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を公表しています。
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

発 生 SU が大きな経済的価値を生み出した際には、技術シーズ創出の場や環境を提供した所属機関に対して、生み出された経済的価値の一部を寄付等により還元することが期待されます。

5) 研究開発の成果等の発表

本公募プログラムにより得られた成果については、知的財産や設立スタートアップの企業秘密相当事項などに注意しつつ、可能な内容について国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、課題終了後に、得られた成果を発表していただくことがあります。さらに、JST から成果の公開・普及のために協力を依頼させていただく場合がございます。

なお、研究開発期間中における新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST に通知するとともに、本公募プログラムによる成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

6) 調査

課題終了後も、起業したスタートアップに対する追跡調査や事業化推進機関等による投資状況等に係る JST によるフォローアップ調査に協力していただきます。その他必要に応じて進捗状況の調査にもご協力いただきます。本公募プログラムの採択課題を通じて設立されたスタートアップについても調査の対象とさせていただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

7) 申請書等に関する扱い

申請書及び申請者情報等は、委員会メンバーの他、審査に携わる外部有識者、関係省庁等の担当者等の守秘義務を負った関係者に共有する場合があります。

8) 問題が生じた場合の対応

課題を推進する機関間に問題が生じた場合は、原則として当事者同士の協議によって解決を図ることとしますが、十分な協議によっても解決に至らなかった場合は、JST に報告、調査を依頼することができます。調査結果に基づく JST の決定については、原則として、尊重していただきます。

9) その他留意事項

課題の進捗等に関する委員会等への報告、各種調査への対応、その他事業を円滑に実施するうえで JST が指示する対応を実施する場合があります。

3.8.2 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画推進費」（基準額 30 万円に支援月数を乗じた額）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.8.3 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進にあたって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

3.8.4 スタートアップ・エコシステム拠点都市について

日本の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金などを生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展を目指し、内閣府が令和 2 年 1 月に公募、同年 7 月に選定（認定）した、地方自治体、大学、民間組織などによるコンソーシアムです。4 つのグローバル拠点都市及び 4 つの推進拠点都市が選定されています。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/index.html>

3.8.5 スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus）について

JST を含む政府系 22 機関は、スタートアップ支援を目的として、「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結し、スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus（プラス） “Platform for unified support for startups”）を令和 2 年度に創設しました。その一環として、ワンストップ相談窓口“Plus One（プラスワン）”を運用しています。

本公募プログラムを実施する上で、Plus One（プラスワン）の活用をご検討ください。

●Plus One について

<https://www.nedo.go.jp/activities/startups/plusone.html>

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」（93 ページ）を参照してください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講することができます。以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

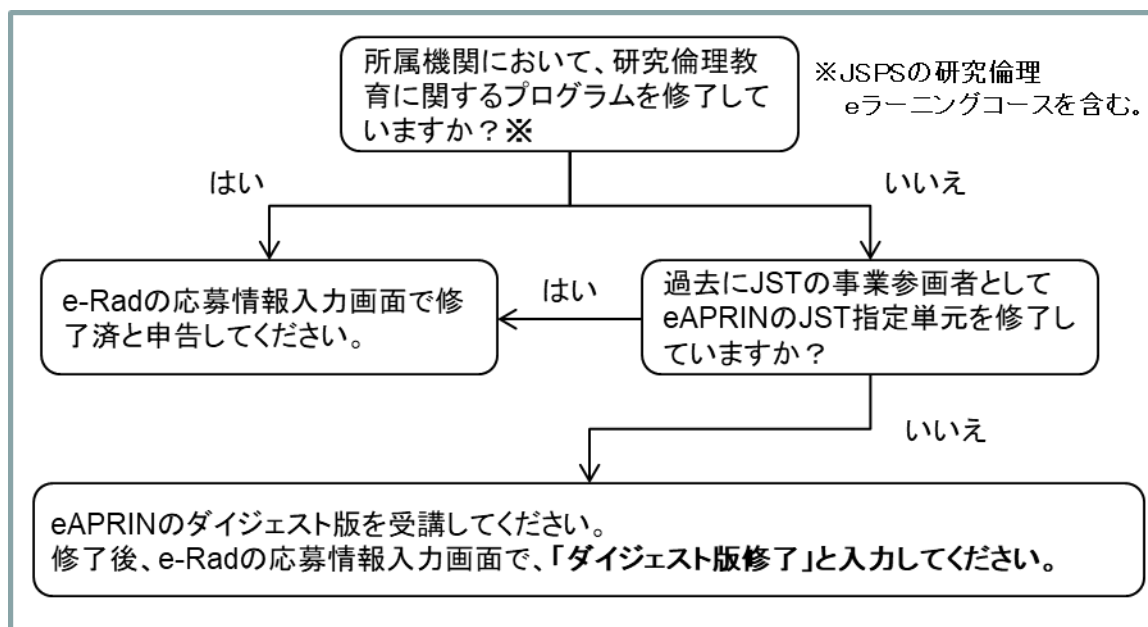
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第 1 グループ

E-mail : start-boshu@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本公募プログラムに参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブック―」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラムまたは教材を履修している場合を除きます)。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本公募プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」といいます。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本公募プログラムへの応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本公募プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本公募プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本公募プログラムに提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本公募プログラムにおいて、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本公募プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本公募プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本公募プログラムにおいて、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究代表者・主たる共同研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」といいます。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」といいます。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」といいます。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な

情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

4.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方

向性」(令和 6 年 12 月 18 文部科学省 科学技術・学術政策局)においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性といった共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については文部科学省のウェブサイトを参照してください。

○「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」

(令和 6 年 12 月 18 文部科学省 科学技術・学術政策局)

https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxt_kagoku-000039402_1-1rrr.pdf

4.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が本公募プログラムを含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、

その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本公募プログラムを通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本公募プログラムの活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までには、本公募プログラムにより外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本公募プログラム終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本公募プログラムを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等に当たっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又

は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、JST は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本公募プログラムにおいては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JST へ事前連絡を行い、承認を得よう徹底していただくようお願いします。

4.5 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.6 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.7 府省共通経費取扱区分表について

本公募プログラムでは、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費

取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2024/2024_daigakuhatu_betsu9.pdf

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本公募プログラムにおいて、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」といいます。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.8 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.9 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。※
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。※

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

※ただし、最終事業年度について契約期間終了日が当事業年度の 3 月末日以外の場合は、契約期間終了後 6 1 日以内で機構が指定する日までとする。

4.10 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の

下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

4.11 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2024」（令和 6 年 6 月 4 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本公募プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・

設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略 2024」[閣議決定（R6.6.4）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

- 「コアファシリティ構築支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

4.12 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本公募プログラムにおいて、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本公募プログラムへ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意事項）

- ・ 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日～20 日)の勤務時間(7 時間 45 分～8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本公募プログラムにより、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本公募プログラムにおいても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、体格や身体の構造と機能の違いなど生物学的性（セックス）や、社会的性（ジェンダー）など、性差等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

性を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における性との関わりを検討し、必要に応じて性差等を考慮して実施してください。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本公募プログラムにおいて雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本公募プログラムから人件費を支出しつつ、本公募プログラムに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R2.12.18 改正）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本公募プログラムの研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本公募プログラムに限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.18 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

4.19 オープンサイエンスの促進について

(1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 3 月改定）。本方針では、本公募プログラムでの研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本公募プログラムの研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※ 1）、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※ 1）を付与してい

たきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン
(※ 1) DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- 研究 DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>
- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方
(統合イノベーション戦略推進会議)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>
- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目 (2025 年 1 月時点)
https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映(改正)を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.21 NBDC からのデータ公開について」もご参照してください。

(2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和 7 年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※ 2)、

創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※3)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)」の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※4)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)(※5)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Radを通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページのURL等の識別子について記入する必要があります。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)

URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定)の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関するFAQ

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、JSTが運用するJxivやGRANTS Data(2025年度リリース予定)等のリポジトリ

をご活用ください。

- (※ 2) 戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発 (ALCA-Next) 及び情報通信科学・イノベーション基盤創出 (CRONOS) は除く。
- (※ 3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。
- (※ 4) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバーゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後 3 か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。
- (※ 5) 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」(国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本公募プログラムにより得た研究成果を発表する場合は、本公募プログラムにより支援を受けたことを表示してください。記載内容については、JST 担当までご確認ください。

4.21 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) でも、NBDC (現 情報基盤事業部 NBDC 事業推進室) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本公募プログラムにより得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

4.22 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」といいます。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3 R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本公募プログラムに応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

4.23 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエ

ンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

ついては、本公募プログラムで開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託（※）いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本公募プログラムでの利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

4.24 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、又は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が適用される研究等（以下、「治験・研究」といいます。）の倫理審査等について、原則として、機関共同研究を実施する場合には一括審査を行ってください。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、この限りではありません。

本公募プログラムにおいて、多機関共同研究における治験・研究を行う場合、その実施の適否について、一括審査を行うことが必要です。また、一括審査の記録については、治験・研究のルールに準じて一定期間の適切な管理を行ってください。状況把握のために、必要に応じて、研究機関に照会を行うことがあります。

（参考）規制改革実施計画（令和 6 年度）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf

P.51-52 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

【該当部分】

b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、a の目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究

4.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 7 年 4 月時点で 18 件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますので是非ご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより御覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.26 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2023」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本公募プログラムの公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本公募プログラムの応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年

2 月 1 日改正) (※) の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本公募プログラムの契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad からチェックリストの様式(令和 7 年度版)をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 7 年度版チェックリストを提出した研究機関は、契約は認められますが、令和 8 年度版チェックリストに係る手続きを令和 8 年 12 月 1 日までに行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（下記 URL は、令和 7 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、

不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.28 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本公募プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本公募プログラムへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3.4
不正使用を行った研究者及び	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年

それに共謀した研究者 ※1	2 1 以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していなが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本公募プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本公募プログラムへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされて

いますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.29 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本公募プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.30 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.31 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本公募プログラムへの応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェ

ツクリストの提出について

本公募プログラムの契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 7 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 7 年度版研究不正行為チェックリストを提出した研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版研究不正行為チェックリストを令和 8 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00008.html

（上記 URL は、令和 7 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。）

（※1）提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。
<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

（※2）文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

（3）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本公募プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本公募プログラムの研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※資格制限の措置

本公募プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本公募プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3 年
	特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの			1～2 年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

- (iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本公募プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

- (iv) 不正事案の公表について

本公募プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JST が行った措置等）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.32 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本公募プログラムへの研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本公募プログラムへの研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

4.33 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本公募プログラムのウェブサイトの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

4.34 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.35 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（<https://researchmap.jp/>）は JST が運営する日本の研究者情報データベースとして 37 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本公募プログラム実施者は、積極的に researchmap に登録・更新くださるよう、お願いします。

4.36 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.37 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1 年 6 ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

本公募プログラムへの応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」といいます。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までには、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」（<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>）から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

(2) e-Rad での応募申請

・研究者による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループまで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と提案様式の添付が必要です。

アップロードできる提案様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループへ問い合わせてください。

- ② 応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

5.3 その他

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループにて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本公募プログラムの公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認

の上、問い合わせてください。なお、選考状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問い合わせ	JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第 1 グループ	E-mail : start-boshu@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いし ます。 電話番号 : 03-5214-7054 受付時間 : 10:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除 く
e-Rad の操作方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

○大学発新産業創出基金事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 具体的な操作方法と注意事項

- ・ e-Rad への情報入力、公募締切から数日以上余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。さらに締切当日は e-Rad が混雑し、著しく時間を要する恐れがありますので早期に e-Rad への入力を始めてください。

- ・ 入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存できます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）をご参照ください。

- ・ 研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。

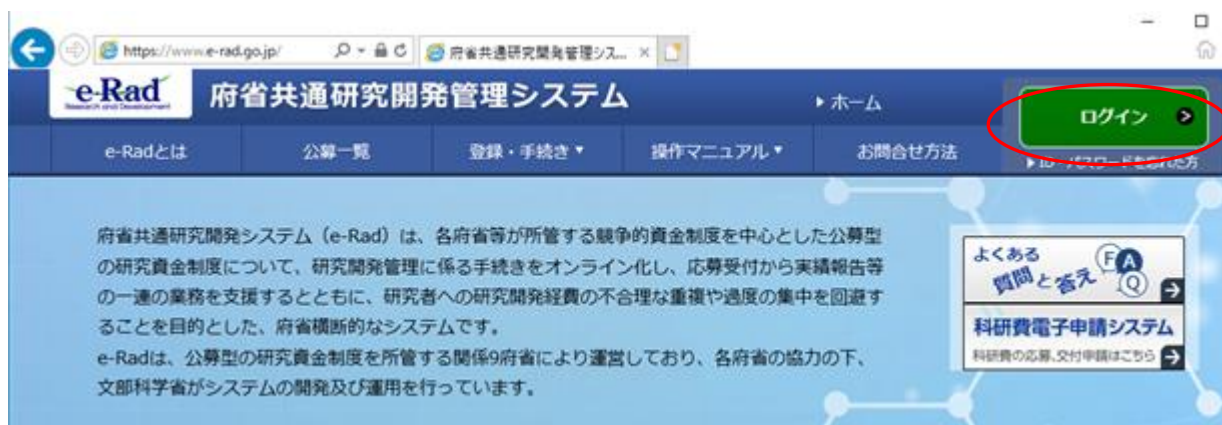
公募締切前日までは、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集可能です。e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。ただし、公募締切当日は「引き戻し」を行わないでください（e-Rad が混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあるため）。

■ 応募情報の入力

- ・ 「申請書」からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- ・ 「申請書」を修正した場合、e-Rad にも最終の情報が転記されているか確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面 <https://www.e-rad.go.jp>

右側の「e-Rad へのログイン」をクリック



【e-Rad ログイン】画面

e-Rad 上の「研究代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック

※以後、ID・パスワードの該当者情報が研究代表者欄に自動的に表示されます。



【応募採択課題情報管理】画面

1. 新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示
2. 検索条件に大学発新産業創出基金事業と入力して「検索」をクリック
3. 表示される公募から「ディープテック・スタートアップ国際展開 2026」の「応募する」ボタンをクリック



【応募にあたっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、右下の「承諾して応募する」をクリックする。



【応募（新規登録）】画面

- ・ 課題 ID：自動採番
- ・ 研究開発課題名：様式 1 の「2. 申請課題名称」を転記

本公募は安全保障貿易管理の要件化対象となる公募です。（安全保障貿易管理の詳細 <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/gaiyou.html>）
 本ページ内の入力項目「安全保障貿易管理」項目に記載の内容を確認し、必要に応じて回答してください。
 なお、所属機関における安全保障貿易管理体制の整備が必要な場合は、本ページでの応募（申請）完了後、所属機関の事務担当等へ確認してください。

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
 画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
 各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

公募年度／公募名	2024年度 / ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム2024		
課題ID／研究開発課題名	必須	XXXXXXXX /	100文字以内
一時保存中の課題を配分機関に公開する	必須	☐ 公開する ☒ 公開しない	

・「基本情報」タブ

研究期間（開始）：2026

研究期間（終了）：終了年度を西暦で記載（最長 2028）

研究分野（主）：「研究の内容」として適切なものを選択

「キーワード」として適切な内容を記載

研究分野（副）の設定：記入不要

研究目的：「申請書様式 1」の「1. 申請課題名称」を転記

※ファイルのアップロードは行わないでください

研究概要：「申請書様式 1」の「2. 申請概要」の「プロジェクト概要」を転記

※ファイルのアップロードは行わないでください

The screenshot shows the '基本情報' (Basic Information) tab in the e-Rad system. The form is divided into several sections:

- 研究期間(西暦)**: Fields for start and end years. A red box highlights the '必須' (Required) label.
- 研究分野(主)**: A dropdown menu for '研究の内容' (Research Content). A red box highlights the '必須' (Required) label.
- キーワード**: A text input field for keywords. A red box highlights the '必須' (Required) label.
- 研究目的**: A text area for the research purpose. A red box highlights the instruction: 「申請書様式 1」の「1. 申請課題名称」を転記 (Transcribe the '1. Application Topic Name' from 'Application Form 1').
- 研究概要**: A text area for the research summary. A red box highlights the instruction: 「申請書様式 1」の「2. 申請概要」の「プロジェクト概要」を転記 (Transcribe the 'Project Summary' from '2. Application Summary' of 'Application Form 1').

At the bottom of each text area, there is a table for file uploads. The tables are crossed out with large red X's, indicating that file uploads are not required. The tables have columns for '名称' (Name), '形式' (Format), 'サイズ' (Size), and 'ファイル名' (File Name). The first table is for '研究目的ファイル' (Research Purpose File) and the second is for '研究概要ファイル' (Research Summary File). Both tables show a format of '[PDF (PDF)]' and a size of '10MB'. The 'アップロード' (Upload) button is also crossed out with a red X.

【重要】安全保障貿易管理

本公募プログラムは安全保障貿易管理の要件化対象です。「4.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」および e-Rad の記載内容を確認の上、「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」について回答してください。

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定があり、「所属研究機関の安全保障貿易管理体制の整備状況が未整備又は整備中である場合は、外国為替及び外国貿易法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出等」又は本公募プログラム上のいずれか早い方までの整備が必要です。また、契約時までには所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する旨の誓約書の提出が必要とな

安全保障貿易管理

本公募は安全保障貿易管理の要件化対象の公募です。

所属研究機関の安全保障貿易管理体制が未整備又は整備中となっているため、以下について回答してください。

「本公募を通じて取得した（する）貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出（提供）する予定又は意思はありますか。提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国際での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答した場合は、所属研究機関の安全保障貿易管理体制について、外国為替及び外国貿易法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までに整備が必要です。また、契約時までには、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する旨の誓約書の提出が必要です。（体制整備に関すること及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。）

※安全保障貿易管理の詳細は、次の URL から確認してください。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無



あり



なし

基本情報・申請書類：該当する資料をそれぞれアップロード

- ・応募情報ファイル ⇒ 結合した様式 1～3「申請書 1）～3）」
- ・参考資料 ⇒ ヒアリング審査説明資料「申請書 4）」

基本情報-申請書類

名称	形式	サイズ	ファイル名	削除
応募情報ファイル 必須	[PDF (PDF)]	30MB	参照 クリア 削除	

行の追加 選択行の削除

名称	形式	サイズ	ファイル名	削除
参考資料 ヒアリング審査説明資料 必須	[PDF (PDF)]	30MB	参照 クリア 削除	

↑ アップロード

・「研究経費・研究予算」タブ：

「申請書様式 2」をもとに各経費の希望予算額を転記

※3 年度目以降の入力欄を表示する際は、赤矢印で示したスクロールバーをスライドしてください

基本情報		研究経費・研究組織		個別項目		応募・受入状況	
研究経費							
年度ごとの経費の登録を行います。 「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。							
1.費目ごとの上限と下限							
		上限		下限			
直接経費		(設定なし)		(設定なし)			
間接経費		(直接経費の30%)		-			
2.年度別経費内訳							
大項目	中項目	20XX 年度	20XX 年度	合計			
直接経費	物品費	- 必須	,000 円	,000 円		0 円	
	旅費	- 必須	,000 円	,000 円		0 円	
	人件費・謝金	- 必須	,000 円	,000 円		0 円	
	その他	- 必須	,000 円	,000 円		0 円	
	小計		0 円	0 円		0 円	
間接経費 (上記経費の30%以内)	間接経費 必須	,000 円	,000 円		0,000 円		
合計			0 円	0 円		0 円	

機関、専門分野、役割分担、直接経費(千円)：入力されていない場合、入力

エフォート(%)：本公募プログラムでのエフォートを入力

研究組織情報：主たる共同研究開発者、事業化推進者についても入力

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。

ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度の金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加

選択行の削除

研究者を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位 役割分担 必須	直接経費 間接経費 必須	エフォート (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代表者							

行の追加

選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する

▼ 任意項目を表示

102

・「個別項目」タブ：各項目に回答してください

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
研究代表者所属区分	必須	☐ 国立大学 ☐ 公立大学 ☐ 私立大学 ☐ 独立行政法人（国立研究開発法人） ☐ 地方独立行政法人 ☐ 国公立立高等専門学校 ☐ その他国立研究機関	
研究代表者所属機関	必須		
研究代表者所属部署	必須		
研究代表者役職	必須		
連研究代表者絡先区分	必須	☐ 勤務先 ☐ 自宅 ☐ その他	
研究代表者連絡先郵便番号	必須		
研究代表者E-mailアドレス	必須		
【確認】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。	必須	☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。	
【確認】「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。	必須	☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。	

・「応募・受入状況」タブ：

このタブでは作業不要ですが、「研究経費・研究組織」タブで登録した参加者の応募状況・採択状況が表示されますので、内容を確認してください。「本研究課題に応募する理由」の記載欄がありますが、入力はありません。

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況	
応募・受入状況				
研究者氏名	〇〇 〇〇〇			
本応募での役割	研究代表者			
(1)応募中の研究費				
配分機関名 事業名 (研究期間)	公募名 研究開発課題名 (研究代表者氏名 /研究代表機関名)	役割	応募中の研究経費 エフォート (%)	研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由

全てのタブ入力後、「入力内容の確認」ボタンをクリックしてください。



【応募（入力内容の確認）】画面

入力されている内容に修正すべき箇所が存在しない場合は、内容に誤りがないことを確認した上で、「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。ボタンをクリック後、研究に参加するメンバー宛に、応募課題に研究分担者として登録された旨のメール が送信されます。

This screenshot shows the '応募（入力内容の確認）' (Application - Check input content) screen. At the top, there is a header with the title and a brief instruction. Below the header, there are tabs for '基本情報' (Basic information), '研究経費' (Research expenses), '研究組織' (Research organization), '個別情報' (Individual information), and '応募・受入状況' (Application and acceptance status). The '基本情報' tab is selected. The form contains several input fields: '公募年度/公募名' (Public funding year/name) with the value 'xxxx 年度 / ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム xxxx', '課題ID/研究開発課題名' (Task ID/research and development task name) with the value 'test', '新規・継続区分' (New/continuation category) with the value '新規' (New), '研究期間（西暦）' (Research period (Gregorian calendar)) with the value '(開始)xxxx 年度から (終了)xxxx 年度まで' (From fiscal year xxxx to fiscal year xxxx), '研究分野(主)' (Main research field) with the value 'ナノ構造化学' (Nanostructure chemistry), and 'キーワード' (Keywords) with the value 'キーワード'. At the bottom, there are three buttons: '戻る' (Back), '応募内容提案書のプレビュー' (Preview application proposal), and 'この内容で提出' (Submit this content). The 'この内容で提出' button is a green button with a right-pointing arrow and is circled in red.

【応募の提出完了】画面

正しく提出が行われると、提出が完了すると、「応募の提出完了」というメッセージが表示されます。これで JST へ提出されたことになります。

なお、本公募プログラムでは、e-Rad による所属機関の承認は必要としません。



大学発新産業創出基金事業

ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム

第4回公募

【ウェブサイト】

申請書類等 <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin>

【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

スタートアップ第1グループ

E-mail : start-boshu@jst.go.jp

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号 : 03-5214-7054 (受付時間 : 10:00~17:00)

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く